

令和3年度第2回

名古屋市都市計画審議会

議事録

名古屋市都市計画審議会

名古屋市都市計画審議会議事録

1 日時 令和3年11月1日(月) 午後1時30分～午後2時40分

2 場所 名古屋市公館1階 レセプションホール

3 委員の定数、出席委員数及び出席者氏名

委員の定数 21名

出席委員数 17名

出席者氏名

(会長) 森川高行

(委員) 伊藤 亘 小野全子

小松理佐子 田中 豊

中村英樹 服部 敦

原田守博 秀島 栄三

森 徹

金庭宜雄 西川 ひさし

赤松 てつじ 鈴木 孝之

田口 一 登

山口 義 博

可児 賢 司 (代理 熊澤 秀 泰)

(事務局幹事) 藤 條 聡 高 木 宏 明

横 地 玉 和 渡 辺 伸 二

山 下 直 人 清 水 敏 治

山 本 功 一 柴 山 忠 行

厚 味 隆 山 中 孝 浩

(書記) 倉 知 正 行

4 傍聴者の人数 1名

5 議題及び会議の公開・非公開の別

(1) 都市計画案件

第6号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について(付議) [公開]

第7号議案 名古屋都市計画道路の変更について(付議) [公開]

(2) 生産緑地法案件

第8号議案 特定生産緑地の指定について(諮問) [公開]

## 6 議事の概要

午後1時30分開始

幹 事 定刻となりましたので、ただいまより、令和3年度第2回名古屋市都市計画審  
(都市計画) 議会を開催いたします。私は名古屋市都市計画審議会の事務局幹事で、住宅都市  
局都市計画部都市計画課長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会場内ではマスクの着用をお願い  
しております。会場内は換気のため、適宜扉の開閉などを行いますので、ご理解  
賜りますようお願い申し上げます。

また、本日委員の皆様のお手元にタブレット端末を配置させていただいており  
ます。タブレット端末に不具合が生じた場合は、お近くの職員にお声掛けいた  
だきますようお願いいたします。

本日は、臨時委員といたしまして、名古屋市農業団体連絡協議会会長の山口義  
博様と、愛知県警察本部交通部長の可児賢司委員の代理で、交通規制課長の熊澤  
秀泰様にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

次に事務局を代表して、住宅都市局長よりご挨拶申し上げます。

幹 事 住宅都市局長の藤條でございます。都市計画審議会にあたりまして一言ごあい  
(住宅都市局長) さつ申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本審議会  
にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスにつきましては、1ヶ月前に緊急事態宣言が解除されてしま  
して、感染者も横ばいということではありますが、第6波に向けて、今後も予断を許  
さない状況が続くものと思われまます。我が国で緊急事態宣言が最初に発出された  
のが、令和2年4月になりますので、およそ1年半が経ちました。この間、人々  
の働き方や集い方、行動などの社会の仕組みや慣例が見直される中で、まちづく  
りにつきましても、アフターコロナ、ウィズコロナの時代に即したあり方が求め  
られております。例えば、グリーンインフラとしての緑の重要性、またオープン  
スペースにつきましては、新型コロナ危機を契機としまして、その重要性が再認  
識されるとともに、利用形態も多様化し、また災害時の非常時に対応するための  
バッファー機能として、都市の冗長性を確保する観点からの役割も増大しており  
ます。本市の大きな特色といたしまして、戦後進めてきた戦災復興事業により生  
み出された道路や公園など、豊かな公共空間が挙げられます。今後はこうした公  
共空間、公開空地、こういったものを、官民連携による利活用を進め、にぎわい  
を面的・連続的に創出するような施策を実施・検討していきたいと考えており  
ます。引き続き本市のまちづくりに、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し  
上げます。

さて、本日ご審議いただく案件は、「生産緑地地区及び特定生産緑地について」、  
並びに、「梅ノ木線について」の2案件でございます。よろしくご審議賜りますよ  
うお願い申し上げます。

幹 事 続きまして、会議の公開について確認いたします。本日の会議は内容に非公開  
(都市計画) 情報を含んでいないことから、名古屋市情報公開条例第36条に基づきまして、公

開とさせていただきます。なお、傍聴者の定員につきましては、10名とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、名古屋市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは私の方で議事を進行させていただきます。  
議事に入ります前に、本日の定足数について書記に報告を求めます。

書記 定足数についてご報告申し上げます。本日の定数は、臨時委員を含めまして、21名でございます。このうち、ただいまご出席いただいております委員は17名で、半数以上となっております。従いまして、本審議会は定足数を満たしております。以上、ご報告申し上げます。

議長 はい。お聞きいただきました通り本日の会議は成立しております。  
次に本日の議事録署名者を定めたいと思います。議事録署名者は毎回委員名簿の順番で、学識経験者と市議員の方々から1名ずつお願いしております。そこで学識経験者の方につきましては、小野委員に、市議員の方につきましては金庭委員をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは議事に入ります。本日は、(1)都市計画案件としての第6号議案から第7号議案の2議案を、(2)生産緑地法案件として第8号議案の1議案を予定しております。

これらの議事の進め方ですが、事前に事務局から提案があると聞いておりますので、説明を受けたいと思います。

幹事 (都市計画) 本日の議事進行についてご提案させていただきます。右上に「案件概要」と記載している資料をご覧ください。

本日審議をお願いいたします案件は、「1 生産緑地地区及び特定生産緑地地区について」、「2 梅ノ木線について」、以上2件でございます。案件概要に記載されておりますとおり、案件1については、第6号議案及び第8号議案が関連しております。まず、議案資料とは別に作成をいたしました説明資料に基づき、案件全体の説明をさせていただきます。そのうち、第6号議案「生産緑地地区の変更について」をご審議・ご議決いただき、続きまして、第8号議案「特定生産緑地の指定について」は、諮問案件でございますので、ご意見をいただきたいと存じます。そのうち、案件2につきまして、ご審議・ご議決をお願いしたいと存じます。

以上、本日の議事進行についてご提案させていただきました。いかがでしょうか。

議長 はい。ただいまの事務局からの提案について、円滑な議事進行のため、これを採用したいと思いますが、委員の皆様、ご異議はございませんでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 ありがとうございます。それでは、事務局の提案に従いまして議事を進めます。それでは「案件1 生産緑地地区及び特定生産緑地について」を議題とします。幹事の説明を求めます。

幹事 (防災・都市施策) それでは、案件1の「生産緑地地区及び特定生産緑地」についてご説明いたします。本件に関連する議案は、第6号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」及び第8号議案「特定生産緑地の指定」でございます。

議案資料といたしましては、生産緑地地区に関するものとして、資料番号6-1の「変更計画書(案)」、6-2の「総括図」、6-3の行政区別の「計画図」が10枚。特定生産緑地に関するものとして、資料番号8-1の「諮問文」、8-2の「特定生産緑地の指定(案)」、8-3の行政区別の「特定生産緑地の指定箇所図」が11枚でございます。ご確認ください。

当案件は「説明資料」及びスライドにてご説明いたします。説明資料の内容はスクリーンにも写し出しておりますので、併せてご覧いただければと存じます。それでは、以後は着座にて説明させていただきます。

はじめに、制度の概要についてご説明いたします。

説明資料1ページ(2)制度の概要「① 生産緑地地区制度の概要」「ア 目的」でございます。生産緑地地区制度は、「市街化区域内において緑地機能などの優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る」ことを目的とするものでございます。

スクリーンをご覧ください。ここで、生産緑地地区制度を取り巻く変遷を簡単にご説明いたします。平成3年に生産緑地法が改正され、原則として、30年間営農し、一団の農地の面積が500㎡以上であることを条件に生産緑地地区を指定することが可能となりました。本市では、平成4年に生産緑地地区の新規指定を一斉に行っており、それ以降も都市農地の保全に努めてまいりました。近年では、人口減少などにより宅地需要は沈静化する一方で、防災、良好な景観の形成、環境保全といった都市農地の有する多様な機能への期待が高まっていることから、平成28年に都市農業振興基本法に基づく「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと転換されています。これを受け、平成29年に生産緑地法が改正され、生産緑地地区の面積要件の引下げや、指定後30年が経過する生産緑地地区について10年ごとの期限の延長を可能とする「特定生産緑地制度」が創設されております。特定生産緑地制度の概要については、後ほど説明させていただきます。

次に、説明資料1ページ「イ 主な行為制限及び税制優遇」でございます。生産緑地地区に指定されますと、建築物の建築などの行為について市町村長の許可が必要となり、原則として、農林漁業を営むために必要となるものや農林漁業の安定的な継続に資するもの以外は許可されないことになっております。一方で、税制面については、固定資産税および都市計画税が農地課税となることや、相続

税および贈与税の納税猶予の特例などがございます。

続きまして、説明資料2ページ「ウ 主な指定要件」でございます。指定要件については、(a)の一団300㎡以上の規模の区域であることなどの条件をすべて満たし、かつ(b)のいずれかに該当する農地等を対象としています。なお、300㎡は法及び条例で定める下限値となっております。

次に、「エ 主な除外要件」でございます。土地所有者は、生産緑地地区指定後30年が経過するか、主たる従事者が死亡した場合などに、市に対して買取申出を行うことが可能となります。買取申出において、市が買い取らない旨の通知を行い、営農希望者への斡旋も不調となり、行為制限が解除された農地等が除外の対象となります。また、公共施設等の敷地の用に供された農地等や、面積要件を欠く農地等も除外の対象となります。

スクリーンをご覧ください。令和2年11月の都市計画審議会の審議において、「都市の環境及び住民の豊かな生活のため、小規模農地及び小規模緑地の保全に努められたい。」とのご意見をいただきました。これを踏まえて、令和3年4月に、小規模な生産緑地地区の「道連れ解除」を防止するため、生産緑地地区の解除の基準を改正しましたので、その内容について説明させていただきます。本スライドを含む以降3枚のスライドは、説明資料3ページのイメージ図と同様の図となります。スクリーンには、複数の農地で構成されている500㎡の生産緑地地区をお示ししております。右側の300㎡の指定が解除される場合、残りは200㎡となりますが、面積要件の300㎡を満たさなくなるため、この農地の所有者に営農の意思があっても、生産緑地地区は全部が解除されます。これを「道連れ解除」と呼んでおります。そこで、本市では、小規模農地を保全していくため、一団を組む農地の指定解除により残存する農地が100㎡以上300㎡未満になった場合でも、隣接する街区に生産緑地地区が存在していれば、それを一団の農地として捉え、生産緑地地区の継続を可能とすることで「道連れ解除」を防止する運用を平成29年度から行ってまいりました。この運用について昨年のご意見をもとに、令和3年4月に基準を改正し、一団要件の対象となる街区の範囲を“隣接する街区”から“周囲の街区”まで拡大し、斜め向かいの街区についても一団要件の対象となる街区として取り扱うこととしました。これにより、小規模な生産緑地を保全することができるものと考えております。

続きまして、特定生産緑地についてご説明します。説明資料4ページ「② 特定生産緑地制度の概要」「ア 制度創設の経緯」でございます。

生産緑地地区は、指定後30年が経過すると、税制優遇が受けられなくなるとともに、随時買取申出が可能になるため、生産緑地地区が減少していくことが懸念されております。また、平成28年の都市農業振興基本計画により、都市農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと転換されております。こうした背景のもと、平成29年の生産緑地法改正により、特定生産緑地制度が創設され、指定後30年が経過する生産緑地地区については、土地所有者からの指定申出をもとに、特定生産緑地に指定することで、その後も税制優遇が継続されることになりました。なお、特定生産緑地は、指定後10年毎に期限の延長が必要となります。

次に、「イ 指定までの流れ」でございます。生産緑地法においては、土地所有者から特定生産緑地の指定申出を受けた後、都市計画審議会への諮問を行い意見聴取を行った後、指定の公示、農地等利害関係人への通知を行うこととされております。なお、特定生産緑地の指定については、都市計画法に基づく都市計画の法定手続きではございません。以上が、制度の概要の説明となります。

それでは、第6号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」の概要についてご説明いたします。説明資料5ページ(3)名古屋都市計画生産緑地地区の変更「① 都市計画変更の概要」でございます。こちらは、今回の生産緑地地区の変更内容についてまとめたものでございます。本市では現在、表の上段「変更前」の欄のとおり、面積で約233.0ヘクタールの生産緑地地区を指定しております。表の中段「変更」において、今回新たに約1.5ヘクタールを指定し、約5.5ヘクタールを除外するものでございます。除外の要因としては、約9割が主たる従事者の死亡などによる買取申出による生産緑地地区の解除となっております。結果として、市全体で約4.0ヘクタールの減少となり、変更後の面積は、約229.0ヘクタールとなります。

次に、参考ではございますが、「② 行政区別内訳」でございます。左側に「変更前」、右側に「変更後」の数値を記載しております。瑞穂区及び南区については変更はありませんが、緑区では微増し、それ以外の行政区では減少しております。なお、東区、中区、昭和区及び熱田区には生産緑地地区の指定はございません。今回の変更箇所については、議案資料6-2「総括図」及び議案資料6-3の「計画図」で生産緑地地区の区域をお示しさせていただいております。図の見方については、後ほど特定生産緑地の指定状況と合わせて説明させていただきます。

続きまして、第8号議案「特定生産緑地の指定」の概要についてご説明します。説明資料6ページ(4)特定生産緑地の指定「① 今回の指定の対象」でございます。本市では、平成4年より生産緑地地区の指定を開始しており、平成4年に指定したものは令和4年で指定後30年が経過いたします。特定生産緑地の指定を推進するため、生産緑地地区の指定後30年が経過する3か年前より受付を行い、平成4年及び平成5年指定の生産緑地地区について、それぞれ3回に分けて指定するものでございます。なお、指定の公示は、都市計画審議会に諮問した後に、その都度行うこととなりますが、特定生産緑地としての効力発生は、生産緑地地区の指定後30年が経過した日以後となることから、平成4年指定については令和4年12月から、平成5年指定については令和5年11月からとなります。

続きまして、説明資料7ページ「② 特定生産緑地の指定概要」でございます。表には、今回の諮問の対象となります令和3年指定の特定生産緑地について、行政区ごとの面積をお示ししており、合計で約32.9ヘクタールの指定となります。

次に、参考として、「③ 特定生産緑地の指定状況」でございます。表では、上から「令和2年指定」、「令和3年指定」、「令和3年公示後の累計」、「平成4年及び5年指定の生産緑地地区で指定後30年が経過する見込みのもの」の各面積をお示ししております。今回の指定と合わせて累計で約144.9ヘクタールが特定生産緑地に指定されることとなりますが、これにより、平成4年及び5年に指

定を行った生産緑地地区で、指定後30年が経過する見込みの約206.8ヘクタールのうち、面積ベースで約70%が特定生産緑地となります。なお、「令和2年指定」については、昨年113.3ヘクタールを指定しておりますが、主たる従事者の死亡等で市に生産緑地の買取申出が出されたことなどにより解除となるものを除いた約112.0ヘクタールとしております。今回の指定箇所については、議案資料8-2「特定生産緑地の指定(案)」及び議案資料8-3の「特定生産緑地の指定箇所図」でお示ししております。スクリーンには、例として緑区の「生産緑地地区及び特定生産緑地の指定状況」をお示ししております。生産緑地地区につきましては、既存の生産緑地地区の区域を緑色で、新たに追加する区域を赤色で、除外する区域を黄色に着色しております。更に、特定生産緑地については、令和3年に特定生産緑地に指定するものを含む生産緑地地区を赤い丸で囲んでおります。また、参考として、令和2年に特定生産緑地に指定した生産緑地地区で、今回新規指定が無く、継続するものを青い丸で囲んでおります。以上が案件1「生産緑地地区及び特定生産緑地について」の説明でございます。

なお、第6号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」については、都市計画法に基づき、案の縦覧を令和3年8月24日から9月7日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

今後の都市計画手続きでございますが、本件は名古屋市決定の案件となりますので、当審議会でご決いただきましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画の変更を行うこととなります。

また、第8号議案「特定生産緑地の指定」につきましては、生産緑地法においてあらかじめ都市計画審議会の意見を聴いて定めることとなっていることから、諮問に対して異議のない旨の答申をいただいたのち、指定を行うこととなります。

それではご審議の程、よろしくお願いたします。

議長 はい。ありがとうございました。

それではまず第6号議案ですね、「生産緑地地区の変更について」、特定じゃない方です。この第6号議案についてご意見・ご質問がございましたら、よろしくお願いたします。

特にございませんでしょうか。

はい。では、特にご発言もないようでございますので案件1に係る第6号議案についてお諮りしたいと思います。特に異議はございませんでしたので、第6号議案について原案通り可決してよろしゅうございますでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 はい、ありがとうございます。それでは原案通り可決いたします。

続きまして案件1の第8号議案「特定生産緑地の指定について」、ご意見・ご質問がございましたらお願いたします。

はい、お願いたします。

委員 はい。2点ほどお伺いしたいんですけども、この説明資料の1のようにですね、制度創設の経緯ということで書いてありますけれども、これ30年が経過して、税制優遇が受けられなくなると、随時買取申出が可能になるため、生産緑地地区の減少が懸念されるということで、減少を食い止めるための方法だと思えますけれども、その中でどれぐらい減少するかというのがこれ、p.1-5の、(3)の①ですか、団地数でマイナス26、面積でマイナス4ヘクタールということだと思うんですけども、これ数字だけ見て多いのか少ないのかちょっと理解できないところがあるんですけども、本市としては、この減少幅というのかな、多いと思っているのか少ないと思っているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長 はい。事務局いかがでしょうか。

幹事 (防災・都市施策) はい、すみませんちょっと最後のところが少し聞き取りにくかったのもう一度お願いできますか。

委員 マイナスの幅ですね、団地数でマイナス26、面積で4ヘクタールという数字が、これは大きいと取るのか、少ないと取るのか、本市としてはどのように考えていらっしゃるのかということですか。

幹事 (防災・都市施策) 多いか少ないかということですが、スライドにですね、経年のものを映しながらと思いますけども、基本的には生産緑地地区は買取申出等により減っておりますけども、近年、先ほどご説明しました通り、新たな指定というところも可能となって参りましたので、差し引きで言いますと、減少幅は小さくなってきていると認識しております。

委員 小さいということですが、これ減った分については、買取の申出があったということの理解になるのかな。また、例えば買取申出があった場合に、本市で買取があるのかどうか。それとその買取があったものが、本市じゃなくても、民間に売却というのか、売ったりしている件数があるのかどうかということのをちょっとお聞かせください。

幹事 (防災・都市施策) はい。今回、買取申出等によりまして5.5ヘクタールの減少ということでございますけども、内訳としましては、指定解除に至ったものが5.2ヘクタール、公共施設設置によるものが0.3ヘクタールということで、0.3ヘクタールは公共施設に変わったということでございます。

委員 5.2ヘクタールと0.3ということで、やはりこのまま民間利用に流れていくのかなということですけども、これ10年で次、再指定して、税制優遇を受けるといったことなんでしょうけども、この制度創設の経緯の中にもありますけれども、「都市にあるべきもの」ということで、例えば都市農業であったり、防災の面からも必要だということは、私も理解をしております。やはり生産緑地指定された緑地って

いうのはね、全部が全部じゃないけど、低木が植えられたままで土地がそのままになっているというものも見かけるところがあるんですけども、こういうものをもっと例えば利用していくというかね、ただ単に保全してあるだけでなく、利用していくという考えについて、本市として何か取り組みとか、そういうものってありますでしょうか。

幹事 (防災・都市施策) はい。生産緑地地区というのは生産機能を持つ緑地ということで、緑地としての環境防災とかの機能も持ちますし、生産機能も持っているものでございます。それで今のご質問の、木が植えられているだけというようなことですが、地区の指定にあたりましては、土地ごとにですね、農業委員会において審査といたしますか、きちんと農業がされているかということのチェックはさせていただいておるのが1点と、もう1点としましては必ずしも何か出荷をしなければいけないということではなく、そこが農地となっていれば良いということで考えております。

委員 今、農地としてね、使われているというようなお答えありましたけど、やはりそうじゃない部分もあるのかなと思うので、そういうところで言うと、名古屋市でも市民農園等をやってみえると思いますけれども、やはり市民農園でも人気があるというところがあると思いますので、もっと増やしていくようなことがあったり、もしくはですね先ほどお話の中で良好な景観の形成ということであれば、例えばその低木を植えたままというものがあるとするならね、もっと例えば花を植えるとか、いろんな方法もあるのかなと思うのでその辺はちょっとその利用についてしっかりと何か方策をね、考えていただければいいかなというふうに思います。意見です。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。  
よろしいですか特に、事務局から。誰かご発言ありますか。いいですか。

幹事 (都市農業) 今ご意見いただきました件、まず生産緑地につきましては、毎年現地の方確認をさせていただきまして、いわゆるあまり耕作が十分にできていないということにつきましては、私ども農業委員会の方から、ちゃんと耕作していただくようにという、指導の方はさせていただいているところでございます。ご自身で農業ができないというようなご事情がある場合については、今、新しい制度ができて、人に貸すことによって、生産緑地をそのまま継続できるという制度もございますので、そういった制度についても説明をしながら、できるだけ良好なかたちで農地を保全していただけるように努めさせていただいているところでございます。先ほど委員ご指摘いただきました市民農園につきましても、そういったかたちで市民農園ということを使うことも、今後、生産緑地につきましては、そういった利用方法をできることになっておりますので、市民農園への転換についてもあわせてご案内をさせていただいているところでございます。

議長 はい。ありがとうございました。

他にご質問・ご発言は。

委員 すいません。都市農業に従事する方から、ちょっと少し、意見ていうんですか、要望的なことなんですけれども、今、主たるというところが本当に、数字を見ていただいてもわかるんですけれども、高齢化してきて、なかなかそれを管理するということができなくなっている。またですね、今、都市農業の中で、体験農園とか、そういった市民農園のことも言われました。これも本当に今ブームで、しっかりとしたその辺のところはニーズがあると思うんですけれども、やれる、そういう指導をしていける人が本当に少ないもんですから、そういったところを考えながらニーズに応えてくれるようにして、都市に、この農地というものを、残しておく。アパートとかマンションに変えるっていうのは簡単なことだと思うんですけれど、そちらの方が本当に後を見ても、楽な選択肢の一つになってしまうもんですから、特に農地が減るっていうのが、今、本当に加速状態な感じなんですね。本当に、先ほども言ったんですけど、地主っていう方が高齢化になってきて、その息子さん引き継ぐっていうこともなかなかできない。引き継ぐにしても、そういう体験農園とかそういうところに知識がないもんですから、なかなかそういったところのニーズがマッチングしていかないところがある。その辺のところ、こういった審議会とか、いろんな会議のところでお互いが協力しながら、そういうところのニーズを掘り起こして、先生になっていただけるような、作り手の方はたくさんあるもんですからそういったところをマッチングしていただいて、こういった生産緑地というものを少しでも残していけるような状態にしていきたいなと思います。今言われた改正された部分のことでは本当にいい部分がたくさんあると思うんです。ですのでそういった部分に加えて、そういったところを、少し考えていただくと、もっと市民の方が、触れ合うっていうのかな、のんびり生活ができる、都市の中ではそれ一番大事なことかなというふうに思うので、そこのところをちょっと考えていただくとありがたいかなというふうに思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長 はい。どうも貴重なご意見ありがとうございます。  
はい。どうぞ。

委員 何となく議論が、今ある生産緑地をいかに残すかということになっていて、それだと100か、100が98とか97になっていくっていうだけであるような気がしています。例えば資料でp.1-4の中に、平成28年には「都市にあるべきもの」へと転換されたとありますし、名古屋市では「緑の基本計画」というのがあって、緑化率が何%ってのを目指すっていう話もあったと思います。質問になるんですけども、これは減る一方ということでこのままいくのか、何か増やそうという、努力というか、仕組みというものがあるのかどうかお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

議長 はい。では事務局から。

幹 事 (都市農業) 今、農地を増やせないかというご意見ございました。私ども農政部門としましては、できるだけ農地を増やしていきたいという思いはあるんですが、なにぶん農地というのは、農家の方の個人の貴重な財産という部分もございます。どのように取り扱うかということにつきましては、農家の方のご意向が最優先になってくるのかなというふうに考えておりますので、私どもとしては、今、特定生産緑地の指定に向けて、いろんな説明会等をこれからもやっていく予定でおりますが、その中でいろんな制度について丁寧に説明をさせていただいて、できるだけ選択肢の中に農地を残す、或いは今、生産緑地になっていない農地についても、これを機会に生産緑地の方にしておいていただくというようなかたちで、より丁寧な説明をして、そういうふうな形に持っていきたいなというふうには考えているところでございます。

委 員 農地のご担当でいらっしゃるということになると思うんですけども、都市計画として見たときには、農地以外を農地にするってことだってあり得るんじゃないかと。今、最初に局長から「グリーンインフラ」という言葉もありましたし、むしろそういうことが増える工夫というのが、もっと上の次元で考える必要もあるんじゃないかなと、意見で終わらせますけども、思っております。以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。  
他にご意見ございますでしょうか。はいどうぞ。

委 員 一つお尋ねしたいんですが農地と言いますと畑地と水田とあると思うんですけども。その割合というのはどんな状況でしょうか。といいますのは、私、河川の関係ですけども、雨水の流出抑制の研究をずっとしておりますが、水田貯留についていろんな現地での実験等もしております、畑地は畑地で浸透貯留機能がありますので、そういう都市域の豪雨、ゲリラ豪雨などの流出を抑制する意味でも非常に重要な価値があると思うんですが、現状、農地の先ほど申し上げた、畑地なのか水田としての利用なのか。どのぐらいの割合になってるんでしょうか。

幹 事 (都市農業) はい。名古屋市全体で見ただけにつきましては、市街化調整区域も含む話になってしまうんですが、その場合は、田の方が多くなっています。これは南陽地域が一大水田地帯ということもございますので、それを含めるとそういう形になってしまいますが、すいません今、生産緑地について、市街化区域だけで言いますと、畑の方が多くなっていると、若干ですけれども多くなっているというのが実態でございます。先ほど水田の貯水機能ということをおっしゃいました、私どもとしまして農地の多面的な機能の一つの中に、そういった貯水機能、或いは畑もそうなんですけども、ヒートアイランドの抑制にも繋がっていくだろうという観点からも、農地はできるだけ保全をしていきたいということで取り組ませていただいているところでございます。

委員 ありがとうございます。畦などがですね、老朽化してるところなどは若干補強したり、割とこの落水溝と言ってますけど、水田から排水するところのわずかな工夫で貯留機能が高まるので、水田というのは非常に使えるところだと思うんですね。こういうふうに面積の話だけじゃなくてですね、そういったものが都市の環境にどういう、防災も含めて、都市環境にどういう効果があるかという定量的な評価も、一方試算してみる必要があるかなと思いますので、またご検討いただければと思います。

議長 はい、ありがとうございます。  
他にご意見ございますでしょうか。よろしいですか。  
はい。今4人の委員の方々から非常に貴重なご意見いただきました。これはぜひ、市の方としてしっかりと受けとめていただきたいと思います。ただ8号議案に対する異議ではなかったというふうに認識しております。ということで、さらなるご発言がないということですので、この8号議案につきまして、原案通り指定することに、異議のない旨を答申してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 はい。ありがとうございます。それでは原案通り指定することに異議のない旨答申いたします。  
続きまして「案件2 梅ノ木線について」及びこれに係る第7号議案「名古屋都市計画道路の変更について」を議題とします。幹事の説明を求めます。

幹事 (街路計画) それでは、案件2の「都市計画道路梅ノ木線について」ご説明いたします。本件に関連する議案は、第7号議案「名古屋都市計画道路の変更」でございます。本件の議案資料といたしましては、資料番号7-1の計画書、7-2の総括図、7-3の計画図となっております。ご確認ください。また、案件2の説明資料をご用意いたしました。ご確認ください。本案件は、この説明資料及びスライドでご説明しますのでよろしく願いいたします。それでは、失礼ながら、以後は着座にてご説明させていただきます。

ただいま、スクリーンには総括図をお示ししております。総括図のうち、赤色で表示しております箇所について、変更を行うものでございます。都市計画道路3・2・36号梅ノ木線は熱田区一番二丁目を起点とし、港区金城ふ頭三丁目を終点とする総延長約10,060mの幹線街路です。代表幅員30m、6車線で計画されております。

スクリーンには周辺拡大図をお示ししております。この図中を北東から南西にかけて斜めに通っております道路が「梅ノ木線」でございます。当該箇所は昭和21年に幅員24.54mで都市計画決定され、昭和28年に現在の計画幅員である30mに都市計画変更されました。

スクリーンには、路線の位置付けをお示ししております。今回、都市計画変更する箇所は、赤色で着色している稲永交差点でございます。稲永交差点は、梅ノ

木線と中郷十一屋線との交差点であり、両路線とも名古屋港と都心方面とを結ぶ物流上重要な道路です。それぞれ国道1号や23号と交差し、稲永交差点で合流します。梅ノ木線はさらに南下し、伊勢湾岸道路に接続しています。なお、梅ノ木線は、稲永交差点を含む赤丸で囲んだ区間が事業の最終区間であり、平成6年に都市計画事業認可を取得して、現在事業中となっております。

スクリーンには、事業中箇所の大図をお示ししております。赤色で着色した部分が事業中箇所でございます。4車線の現道を都市計画の車線数である6車線とする事業を延長約840mの区間で行っております。今回、事業区間の北端にあたる稲永交差点付近で用地買収の目途が立って参りましたので、交差点改良工事の着手に先立ち、都市計画道路の一部区域の変更を行うものです。

スクリーンには、計画図をお示ししております。赤色に着色している区域を新たに追加いたします。

スクリーンでは、変更の内容をお示ししております。稲永交差点で交差する梅ノ木線と中郷十一屋線は大型車の通行が多いことから、今回の変更では、大型車が対向車線にはみ出ることなく、円滑に左折できるようにするために、交差点形状を変更するものです。変更の具体的な内容は①交差点西側、②交差点東側のそれぞれについて、図を使ってご説明します。まず、①交差点西側についてです。現計画の交差点形状で整備すると左折時に青色の車両軌跡となり、対向車線を通行します。そこで、黄色でお示した交差点形状を改善することにより、対向車線を通行しない車両軌跡となるようにします。それにより、歩道幅員が狭くなってしまいますので、赤色の部分を都市計画道路の区域に追加し、必要な歩道幅員3.5mを確保します。②交差点東側についても西側と同様に、現計画の交差点形状で整備すると左折時に青色の車両軌跡となり、対向車線を通行します。そこで、黄色でお示した交差点形状を改善することにより、対向車線を通行しない車両軌跡となるようにします。それにより、歩道幅員が狭くなってしまいますので、赤色の部分を都市計画道路の区域に追加し、必要な歩道幅員3.5mを確保します。以上が、案件2の都市計画道路梅ノ木線についての説明でございます。

なお、本件につきまして、令和3年8月24日から9月7日まで、都市計画の案について公衆の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

今後の都市計画手続きでございますが、本件は名古屋市決定の案件でございますので、当審議会でも可決されましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画の変更を行うこととなります。

また、今回の変更箇所につきましては、都市計画変更の告示がなされた後、事業計画変更の認可を取得したうえで整備に着手していきたいと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございました。

それでは今ご説明のありました件についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

はい。

中村委員

今ご説明いただいたその左折の転回軌跡ですけれども、フルトレーラーなのかセミトレーラーなのか大型車なのか。一体どういう車両を対象としておっしゃっているのか教えていただきたいです。車長をどのくらいという考え方でやられているのか。それがまず1点です。

それから第2に、そういった車両のこの軌跡の混入率がどのくらいなのか。以上について教えてください。

幹事  
(街路計画)

①左側の左折なのでございますけれども、こちらの方は、セミトレーラーということで、16.5メートルの車長のもので軌跡を描いております。セミトレーラー連結車で描いております。右下のものにつきましては、普通自動車ということで構造令上で12メートル、これの軌跡を検討させていただいております。

混入率でございますけれども、梅ノ木線自体、30メートルのこの道路、交差する中郷十一屋線20メートルの路線、いずれも大型車混入率は20%程度、平成27年の全国道路・街路交通情勢調査、道路交通センサス、これでいいますと20%程度でございます。これ名古屋市の平均で言いますと大体11.5%ですので、割的には多いと。この交差点の左折に着目しますと、大型車のピーク時間帯が、9時台が一番多い時間でございます、この①のところで左折する大型車、これの割合を測定しましたところ、36%、うちセミトレーラーは10%ということで、若干、通常の街路より多いところかなということが伺えます。また南側につきましては、20メートル2車線の道路でございます、大型貨物の進入禁止の路線にはなっておりますけれども、大型車の左折が若干見られるということで、今回、この交差点の設計にあたりましては、道路構造令に基づいて、反対車線にはみ出ないということを中心として、協議して、線形を描いたところでございます。そして今回、区域追加の変更を行うこととさせていただきます。

中村委員

はい、ありがとうございます。このエリアの地域特性からいって、大型車の混入率が高いってことはよくわかります。

今、私が少し問題だと思っているのは、この左側のところですね、ここをセミトレーラーで図面を描かれたということなんですが、この左折のセミトレーラーの台数がどのくらいあるのかということで、今のお答えですと大型車が10%か20%ですか。ぐらいだということなんですが、大型車って言っても、12メートル以上のものを全部ですかね、12メートル未満のものも入るんですか。かなりたくさんある中で、これだけサイズの大きいものが、この4車線の20メートルのところに左折でバンバン入るのかどうかということなんですね。もっと申し上げると、今初めて伺ったんですが、右上の方から来て、②で曲がる場所は大型車進入禁止にもかかわらず入ってくる車がいるから広げるというご説明だったように聞こえるんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

幹事  
(街路計画)

はい。左上のセミトレーラーに関しましては、1時間に大体10台ぐらいですので、全体12時間で100台弱程度。この路線につきましては、金城ふ頭方面から

北上して、この交差点を左折しますと、23号に合流できるというところで、そういったところでセミトレーラーの左折需要が多いのかなというふうに感じております。一方、南側、こちらについては、標識の規制としては、大型貨物禁止というふうになっているんですけども、バスなどはありえると。実態としまして、1時間で約10台弱ですね、大型車が入っているという状況です。先ほど、車長について、大型車ということで測定させていただいたんですが、どれぐらいの車長のものかという実態把握はしていないものですから、すみません。

中村委員

私は現場を見たことがないし、写真もないので、ちょっと判断のしようがないんですけども、今最後におっしゃった、進入禁止の規制がかかっているにもかかわらず、それに対応するっていうことが本当にいいことなのかどうかというのは非常に疑問に感じます。それからそれ以前の問題として、この①のところの左折の軌跡、先ほどブルーの線で描いていただいたこれが、前のスライドを見せていただきたいんですけども。これ、かなり大げさにはみ出すように軌跡を描いてますよね。実際にはこんなに多分はみ出すことがないだろうと思います。それで、何でこんなことを申し上げるかといいますと、この交差点、現状でも菱形の変形交差点で、危険な形状なんですね。正十字じゃないので、いたずらに交差点大きくなりますし、特にこの隅角のところ、鈍角のところですね、ここは左折の速度が当然上がってくるので、セミトレーラーは確かにスピードを落とさないと曲がれないとは思いますが、小型車とか乗用車とか、或いは通常のトラックとか、そういった車が逆に左折をしやすくする方向に、今回大きくしようとしてるんですね。名古屋市内の交差点を見ていると、必要以上の大きいケースがかなりあって、一方で交差点の安全対策の中で、コンパクト化というようなことが非常に重要だと言われている中で、この交差点の中身を大きくして、スピードを上げるような方向に行くっていうことが本当にいいのかどうかということで申し上げているわけです。ですから、セミトレーラーがもうひっきりなしにバンバンバンバン走っていて、それも極めてスムーズに走らせるってことが非常に重要な交差点ということであればわかりますけれども、ちょっと周辺の状況にもよりますけれども、どれだけ通常の車が混ざっていて、或いは横断歩道があるのかないのかわかりませんが、仮に歩行者がどのくらいいるのかとかですね。さらに、想定されている信号の制御が、左折と右折を同時に出す、市役所の前の交差点のような、ああいった形式で出すとするとこういうこと非常に問題があると思うんですが、そうじゃないとすると、対向車線に多少はみ出したところで、おそらく停止線の位置、或いは横断歩道の位置というのは、かなりセットバックしてると思うんですよ、この交差点の構造だと。ほとんど実害がないレベルなんじゃないのかなというふうに思うわけです。そういうようなことから総合的に勘案したときに、果たして都計の変更をしてまで、この交差点を大きくするというのにどれだけの意味があるのか、非常に私は疑問に感じます。以上です。

議

長

はい。ありがとうございます。何か事務局からございますか。

幹 事 (街路計画) 歩行者数のご質問がございました。歩行者数についても、8時台がピーク時間帯で40人程度ということで、1サイクル120秒ですので、1信号で東西に横断する人は1人2人ということで、歩行者の数としては少ないところでございます。今回、交差点の形状にあたりまして、委員のおっしゃられました信号は、それぞれに制御をされておりますので、なかなか対向車線を横切るということは、直接件数は少ないところでございますけれども、今回、大型車混入率が高い、セミトレーラーの混入率が高いということで、今回こういった変更させていただいております。また、若干アールが大きくなりまして、速度は上がることとなりますが、その分、見通しが良くなるという意見もあるかというふうに考えております。

中村委員 前半の歩行者の問題に関しては、多い少ないということよりも、むしろめったに来ないところで、たまに歩行者が来た方がむしろ危ないケースもあるので、必ずしも量の議論だけではないと思います。それからアールが大きくなるということに対してですけれども、見通しは確かに良くなるんですけど、見通しが良くなるということはスピードを出しやすくなるということです。基本的には安全対策上は決して好ましい方向にいかないというふうに私は考えます。以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。  
他の委員からご意見、ご質問ございますでしょうか。特にございませんか。  
はい。それでは中村委員は、今回の都市計画変更について異議ありということでしょうか。議事録に、ご意見とともに名前を記録することを希望されますか。

中村委員 ええ。

議 長 はい。わかりました。それではそのようにさせていただきます。  
それでは中村委員からご異議がございましたので、挙手採決ということにさせていただきます。第7号議案について原案通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。事務局は確認をお願いします。

委員一同 (賛成多数) ※中村委員ほか2名以外挙手

議 長 それでは賛成多数と認めますので原案通り可決いたします。  
本日の案件は以上でございます。熱心なご議論をいただきありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。事務局に司会進行をお返しいたします。

幹 事 (都市計画) はい。本日は長時間にわたりまして活発なご議論、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

最後になりますが、一点ご報告がございます。本日お手元に、改正後の名古屋市都市計画審議会運営要綱をお配りしております。こちらは、新型コロナウイルス

ス感染症の感染拡大防止が求められる状況が続く中で、今後新型コロナウイルスを初めといたしました感染症の蔓延や、その他不測の事態により審議会の開催や、開催場所への参集が困難な場合においても、都市計画審議会において議を得ることが可能となるよう、書面での会議開催及びオンラインでの会議への出席を可能とするため、必要な規定を整備する改正を行ったものでございます。委員の皆様には、今回の改正の趣旨等につきまして事前にご説明をさせていただいておりますが、お手元に配付の内容にて改正を行っておりますことを改めてご報告させていただきます。

それではこれもちまして、令和3年度第2回都市計画審議회를終了させていただきます。どうもありがとうございました。

なお、ご退席にあたりまして新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、出口で密になることを避けるため、まず委員の皆様、次に、報道機関・傍聴者の皆様といった順で、分散してご退席いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ではまず委員の皆様から、ご準備ができましたら順にご退席をお願いいたします。

(委員退席)

それでは、報道機関・傍聴者の皆様、ご退席をお願いいたします。

午後2時40分 閉会

7 表決事項

(1) 都市計画案件

第6号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について

全員可決

第7号議案 名古屋都市計画道路の変更について

賛成多数

(2) 生産緑地法案件

第8号議案 特定生産緑地の指定について

異議ない旨議決